

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	所沢市保育園等運営審議会（令和元年度第3回会議）
開 催 日 時	令和元年6月26日（水） 13時30分から14時30分
開 催 場 所	市庁舎高層棟4階 401会議室
出 席 者 の 氏 名	丑久保 法子、長谷川 真弓、山口 美紗子、野嶋 栄一郎、 菊池 義信、関 美智子、梅沢 好文、藺田 公斗
欠 席 者 の 氏 名	岡部 富美恵、水野 良司
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	（1）所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る 利用者負担のあり方について （2）その他
会 議 資 料	参考資料：1号認定（教育）と2号短時間認定（保育）の預かり保 育及び時間外保育利用料の比較について 途中配布資料：答申案
担 当 部 課 名	こども未来部長 本田 静香 こども未来部次長 町田 真治 保育幼稚園課 課長 小山 貴之 副主幹 田中 綾子、近藤 真希 主 査 中尾 麻衣子 主 任 野崎 楓 こども未来部保育幼稚園課 電話04（2998）9126

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 欠席委員の報告、過半数の委員が出席していることから、会議が成立していることを報告した。</p> <p>3 会議資料の確認</p>
会長	<p>4 傍聴者の確認</p>
事務局	<p>傍聴者人数の報告 0人</p>
会長	<p>5 議題</p> <p>議題の（1）について、まずは、事務局の方から、「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について」説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>本日の議事に入る前に、前回の発言を訂正させていただきたい。「時間外保育料を30分100円とした詳しい経緯は不明である。」と（最初に）発言してしまったが、時間外保育料の額は人件費や光熱水費など時間外保育事業に係る経費を算出して利用人数で割り返したものです。（後段でこの様に説明しているが、改めて説明させてもらった。）</p>
事務局	<p>本日ご審議いただく「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について」の答申案をご説明する前に、前回会議で確認事項となっていた2つの事案につきまして、ご説明いたします。</p> <p>まず1つ目ですが、前回会議で使用しました資料8について「公立保育園在園児数に占める短時間認定児童数の割合」を表したのですが、この表の中で、各保育園の平均在園児数、平均短時間認定児童数、割合、を前回会議では、西所沢保育園を例に、説明いたしました。その際に説明した内容は、「西所沢保育園の場合、平均在園児数は99人、平均短時間認定児童数は10人、割合は9.6%」と</p>

説明いたしました。が、「計算すると、割合は違うのではないか。」と、委員からご指摘を受けました。確かに、この平均の数字で割合を計算しますと、10人÷99人ですので、10.1%となります。しかし、この表で表していた割合というのは、各月の人数をすべて合計した上で算出した割合でした。西所沢保育園の場合、短時間認定児童数の1年間の合計は114人、在園児の1年間の合計は1186人ですので、114人÷1186人で、9.6%となります。

表に記載されている平均は、1年間の合計人数を12月で割って、四捨五入した人数を表していました。西所沢保育園の例で申し上げますと、在園児数の1年間の合計が1186人なので、1186人÷12月で98.8人、四捨五入で平均99人、ということになります。

私の説明が誤っておりましたので、ここで訂正し、お詫びしたいと思えます。委員の皆さまの混乱を招いてしまいまして申し訳ございませんでした。

次に2つ目の事案についてでございますが、委員からご質問をいただき、その場で明確にお答えができなかった件でございます。

無償化となる金額や、幼稚園、認定こども園の制度について、委員の皆さまに詳細を説明しない中でやり取りをしましたので、ここで改めて皆さまにご説明させていただきたいと思えます。

審議会資料ではございませんが、この説明をするにあたり、お手元に資料を配布させていただきましたので、こちらを用いて説明したいと思えます。

認定こども園を例にお話しさせていただきます。認定こども園は、幼稚園部分と保育園部分が共存する施設です。保育の必要性がない保護者の場合は、1号認定として、教育時間を利用しています。1号認定の場合、入園の申し込みは、直接施設にすることになります。一方、保育の必要性のある保護者は、3歳児クラス以上は2号認定として、市に入園の申し込みをし、利用調整を経て、その施設に入園することになります。認定こども園の場合は、この1号認定と2号認定の両方の保護者がいらっしゃる施設になります。

無償化により、1号認定も2号認定も、基本の保育料は無償になります。1号認定は、最低4時間を教育時間として利用しています。施設により、この教育時間のコアタイムは違って、4時間だったり、6時間だったりします。2号認定は、前回の会議でお話ししましたが、短時間認定と標準時間認定がありまして、短時間認定は保育8時間、標準時間認定は保育11時間です。1号認定と2号認定では預かる時間が異なりますので、もともとの保育料は、1号認

定の方が安く設定されています。

無償化により、1号認定であっても、保育の必要性があれば、従来の1号認定に加え、無償化用の新2号認定を受けることとなり、この認定を追加で受けると、預かり保育についても月額11,300円まで無償となります。

委員からご指摘があったのは、1号認定の保護者が、無償化用の新2号認定を受けた場合、預かり保育分として月額11,300円まで無償になるのであれば、保育標準時間の11時間と同じ分まで無償となるのではないかと、そうした場合、保育短時間認定の保護者だけから時間外保育料をとると、説明がつかないのではないかと、というようなご指摘でした。

1号認定の保護者が無償化用の新2号認定を受ける要件と、保育短時間の2号認定を受ける要件は、同じ要件（労働であれば、月64時間以上）なのに、そこに差がでてくるのはおかしいのではないかと、という内容でした。

預かり保育の実施時間や料金設定は、各施設でバラバラなので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、国が実施している「幼稚園型一時預かり事業」の例で説明しますと、預かり保育は教育時間と合わせて基本8時間まで、最長11時間までの利用を想定し、公費で支払う委託料単価の設定がされています。そして、幼稚園型一時預かり事業を委託することで、預かり保育に係る経費の一部を公費で補助することにより、利用者の費用負担軽減を図るため、利用者が支払う利用料の想定単価が示されています。国が想定する利用料の単価は、教育時間と合わせて8時間までは400円、それを超える場合は1時間ごとに50円です。1号の預かり保育を教育時間と合わせて11時間、月20日利用した場合、預かり保育の利用料は $550円 \times 20日 = 11,000円$ です。一見すると、無償化の上限額が11,300円ですので、保護者負担はないように見えます。しかし、無償化の対象となるのは、預かり保育の場合、1日450円までとなっておりますので、 $450円 \times 20日 = 9,000円$ となります。ですので、保護者負担は無償化分との差額2,000円となります。

一方、2号認定の場合、公立保育園の時間外保育料の例で計算しますと、保育短時間のコアタイムを超えて利用した場合の時間外保育料はこの表にありますように日額300円です。これを20日利用した場合、 $300円 \times 20日 = 6,000円$ となります。しかし、前回会議で承認いただきました短時間認定の保護者が保育標準時間まで利

	<p>用した場合、月額の上限を 600 円にする、という規定を適用すれば、保護者の負担額は 600 円となります。ですので、委員にご指摘いただいた無償化の対象となった 1 号認定より保育短時間の 2 号認定の方が負担は重くなる、ということにはなりません。</p> <p>ただし、今ご説明したのは、国の幼稚園型一時預かり事業での例と、公立保育園の時間外の例でのお話しになります。民間保育園の場合は、特別保育事業費補助金で時間外保育料に係る補助金が公費で出ていることにより、施設によっては、時間外保育料を低く設定していたり、無料にしていたりと、料金設定は様々です。このため、料金設定の状況によっては、1 号認定が 2 号認定を逆転してしまう、という可能性はあります。</p> <p>前回会議でもご説明いたしました、無償化により、保育料は無償となりますが、時間外保育につきましては無償化の対象外とされていますので、保育短時間認定の時間外保育料を取らない、ということにはならない、と考えております。ただし、前回会議で皆さまにお認めいただいたように、保育標準時間との比較から、保育短時間の方が標準時間まで利用した時の時間外保育料の上限額を 600 円とすることで、保護者負担が大きくなるようにするものでございます。</p> <p>保育認定のうちの標準時間と短時間のバランスを考慮して、保育短時間の方が標準時間まで利用した時の時間外保育料の上限額を 600 円としたものですが、保育短時間の方と教育時間の方でもバランスが取れていない訳ではないということをお示ししたく、参考として資料をお配りさせていただきました。</p>
会長	何かご意見はありますか。
委員	現在の標準時間と短時間の保育料差額が 600 円程度で、短時間の方が標準時間まで時間外を利用したときの上限額がこの差額までとなっているので、無償化後の上限額も 600 円とするのは適切ではないか。
会長	他にご意見はありますか。
委員	認定こども園には 1 号のみの方、1 号+新 2 号の方、2 号のみの 3 パターンの料金体系の子が同じクラスにいることになる。 また幼稚園として困っている点としては、預かり保育事業費補助

	<p>金が廃止されてしまうことである。預かり保育事業費補助金は、保育要件に係わらず預かった子どもの数に応じて補助金が出ており、幼稚園型一時預かり事業の委託料に比べて、補助される事業費が多い。この預かり保育事業費補助金が無償化に伴って撤廃されるということなので、預かり保育をどのように運営していったらいいのか困っている。無償化に伴い「預かり保育事業」ではなく「幼稚園型一時預かり事業」になると、施設に出る費用はこの資料でいうと月額 11,000 円となるので、現在の半分ぐらいになってしまう。無償化は幼稚園側からすると不平等な制度である。預かり保育事業費補助金が全くなってしまううえに、更に無償化によって幼稚園が受け取る金額は、この参考資料でいうと保護者から徴収する月額 2,000 円だけになってしまう。</p>
<p>会長</p>	<p>正しく理解されているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本題ではなくなってしまうかもしれませんが、説明させていただくと、幼稚園で実施している預かり保育が無償化の対象となるのは、幼稚園型一時預かり事業の基準を満たしている施設と国はしているという話の一つあります。また、幼稚園型一時預かり事業を実施した場合に、参考資料でいうと「①の区分（教育時間と合わせて8時間まで）は400円」とあるのは、保護者が負担する額が書かれているだけであり、これとは別に国・県・市の負担で同額の400円、つまり1日計800円が施設に支払われることとなります。ここに書かれている400円だけで施設に運営してもらうわけではないです。また、保護者が負担している400円について、無償化対象施設で預かり保育を利用し、保育の必要性が認められる場合は、保護者が支払った400円も公費で負担されるというのが無償化後の取扱いとなります。</p>
<p>委員</p>	<p>同じクラスに3パターンもいると、なかなか理解できない。 新2号になれない1号（保育の必要性が認められない方）は、預かり保育は無償化されないということでもいいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>保育の必要性まで届かない方が預かり保育を利用した場合は、おっしゃる通り無償化の対象にはならず、自己負担で預かり保育を利用してもらうこととなります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局は、今の話を他の委員が理解できていると思うか。</p>

事務局	<p>今の話は難しいと思います。無償化については、事業者向けに別途説明会を開く予定でいます。</p>
会長	<p>次に、答申案についての議事に進みたい。</p> <p>(答申案の配布)</p>
事務局	<p>では、答申案につきましてご説明したいと思います。</p> <p>答申案は大きく2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、第1回目の会議でご審議いただきましたとおり、無償化により3歳児クラス以上の保育料と、0歳児から2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料を無償とします。新制度に移行した幼稚園や認定こども園に通う1号認定の場合、満3歳から入園できますので、この場合も無償となります。</p> <p>次に2点目ですが、第2回会議でご審議いただきました事項になります。公立保育園、条例上は市立保育所と言いますが、市立保育所の2号短時間認定者が保育標準時間まで利用した場合の時間外保育料の月額上限を600円とする、という内容です。このことに加え、時間外保育料のあり方について、諸状況を勘案して定期的な見直しを検討しなさい、ということも付加されています。このことは、第2回会議でも委員からご意見のあったところがございますが、もともと、時間外保育料につきましては、公の施設の利用対価として、その受益者（利用した人）が必要な費用を払う「使用料」としての位置づけに基づき、算出し、設定したものになります。時間外保育を実施する上で必要な経費、例えば人件費や光熱水費など、実際にかかった経費を利用者で負担する、という考えに基づきますと、人件費の高騰、消費税増税などの経済情勢の変化により、経費の増加が見込まれます。このため、定期的に時間外保育料の見直しは検討する必要がある、という内容です。</p> <p>委員の皆さまにご審議いただきました内容を、この答申案にまとめさせていただきました。</p> <p>この答申案でよろしいか、お諮りしたと思います。</p>
会長	<p>答申は、この案の通りでいいか。</p>
全委員	<p>はい。</p>

会長	では、答申としてこれを出したい。
事務局	答申案の通り認めていただいたので、今回の諮問に対する審議は今日で最終回になります。ありがとうございます。
会長	議題の「（２）その他」は何かあるか。
事務局	<p>このあとの予定としましては、会長から市長に答申書の提出をしていただくこととなりますが、実は、本日午後３時から、市長の予定が確保できております。先ほど決定していただいた答申書をもって、本日、市長にご提出いただければと考えております。</p> <p>通常、市長への答申書提出は、会を代表して会長お一人に願うのが通例となっておりますが、今回は会議後の時間に市長の日程が確保できたため、このあと、お時間の都合がよろしい方がいらっしゃいましたら、市長への答申書提出にご同席いただくことが可能です。せっかくの機会でもございますので、お時間の許す方はご同席いただければと考えております。</p> <p>もう１点、今後の会議開催の予定でございますが、現時点で諮問を予定している案件はございません。したがって、次回の開催は未定となっております。開催が決まりましたら、早めにお知らせさせていただきます。</p>
会長	最終回ということで、各委員から感想などを一言ずついただきたい。
各委員	（感想などの発言があった。）
会長	以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。
事務局	<p>それでは、平成３１年度第３回保育園等運営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたり大変ありがとうございました。</p>